

## 令和5年度沼津市移住促進インターネット広告配信業務委託公募仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、本市への移住を促進することを目的とし、地方への移住や本市での暮らしに興味がある首都圏在住の20～40代の世代（ファミリー層）をターゲットに、インターネット広告を活用して、ぬまづ暮らしの魅力や本市が出展する移住相談会、本市が実施する移住関連施策等のPRを行うものである。

### 2 業務実施期間

契約日から令和6年2月29日まで

### 3 業務概要

本業務は、地方への移住や本市での暮らしに興味がある首都圏在住の20～40代の世代（ファミリー層）をターゲットに、本市が出展する移住相談会や移住関連施策等の情報について、インターネット上での広告配信を行うものである。

### 4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

#### (1) 広告配信業務

##### ア ランディングページ作成

受託者は、本施策にあったランディングページを作成する。新規作成もしくは既存のものを今年度のイベント用に加筆・修正する。ランディングページに追加する移住相談会や移住関連施策等の情報については、必要に応じて本市から受託者に提供するものとし、詳細の内容については、本市と協議の上、決定すること。

(ア) ぬまづ暮らしのPR

(イ) 本市が出展する移住相談会のPR

本市が出展を計画している移住相談会は次のとおり。

	実施日	名称
1	令和5年8月19日予定	「静岡まるごと移住フェア」（静岡県主催）
2	令和5年10月29日予定	移住相談会（仮）「沼津市DAY」（市主催）
3	令和6年2月4日予定	「静岡まるごと移住フェア」（静岡県主催）

(ウ) 本市が実施する移住関連補助制度やオンライン移住相談等のPR

##### イ 広告配信

受託者は、ランディングページへ誘導するための広告を配信する。配信のターゲットは、地方への移住や本市での暮らしに興味がある首都圏在住の20～40代の世代（ファミリー層）とし、セグメンテーションとターゲティングの仮説を設定すること。ま

た、配信に当たっては、バナーを使用した広告も可能であるが、その際のパナーの作成については、受託者が行うものとする。

#### ウ 広告プラットフォーム

受託者は、少なくとも各 SNS 並びにリターゲティング広告及びリスティング広告について検討し、対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、本市と協議の上、決定する。広告プラットフォームについては、複数利用も可能とし、提案する広告プラットフォームについて、他のプラットフォームとの違いや優位性等、選択した理由を説明できるものとする。

#### エ 配信方法

受託者は、本業務の目的を達成できるような配信手法を提案し、本市と協議の上、決定する。

#### オ 広告配信時期

広告配信時期については、移住相談会の開催に合わせて行うものとし、各移住相談会開催日の3週間前から開催日前日までを目安として、移住相談会毎に行うこと。詳細の時期については、本市と協議の上、決定すること。

#### カ 目標設定

受託者は、本業務における広告配信の目標となる項目等を本市と協議の上、設定すること。設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して業務を継続すること。

### (2) 効果測定及び報告業務

ア 受託者は、業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確に対応すること。

イ 受託者は、広告配信について、広告の表示回数、広告クリック数、Web サイト等の閲覧回数、閲覧者の属性（性別、年齢、地域、特性等）を分析しながら、定期的に報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更や絞り込み等の改善策を本市と協議の上、実施すること。

ウ 受託者は、来年度以降の運用を見据え、業務の効果を検証し、今後の改善策の提案を行うこと。

## 5 実施体制

- (1) 受託者は、本業務が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わるすべての者は、業務の趣旨を理解の上、従事の心構え、情報の収集等業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、本市及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には、本市の指示を受けること。

と。

- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、本市に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

## 6 成果品等

本業務完了報告書 1部

(内容) 業務実施記録、結果報告、分析結果、その他関係資料

## 7 業務実施上の注意点

### (1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、業務の実施に必要と認められる場合については、本市と協議した上で、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

### (2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は本市と連携の上、速やかに解決を図ることとする。

## 8 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市及び受託者が協議の上、定めるものとする。